

諫早市個別施設計画

(健康増進施設計画)

令和5年4月改定

諫早市健康保険部

— 目 次 —

第1章 個別施設計画の概要

- 1-1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 個別施設計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-3 個別施設計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-4 個別施設計画に記載すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針・・・ 3

第2章 個別施設計画（福祉施設計画）

- 2-1 施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2-2 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2-3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-4 対策の優先順位の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-5 個別施設の状態、評価等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2-6 対策内容・実施時期・対策費用・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 計画の推進

- 3-1 情報基盤の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3-2 推進体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3-3 フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

資料【2-2関係】

- ・施設位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・個別施設シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ・地域包括ケア推進課所管施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ・健康推進課所管施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第1章 個別施設計画の概要

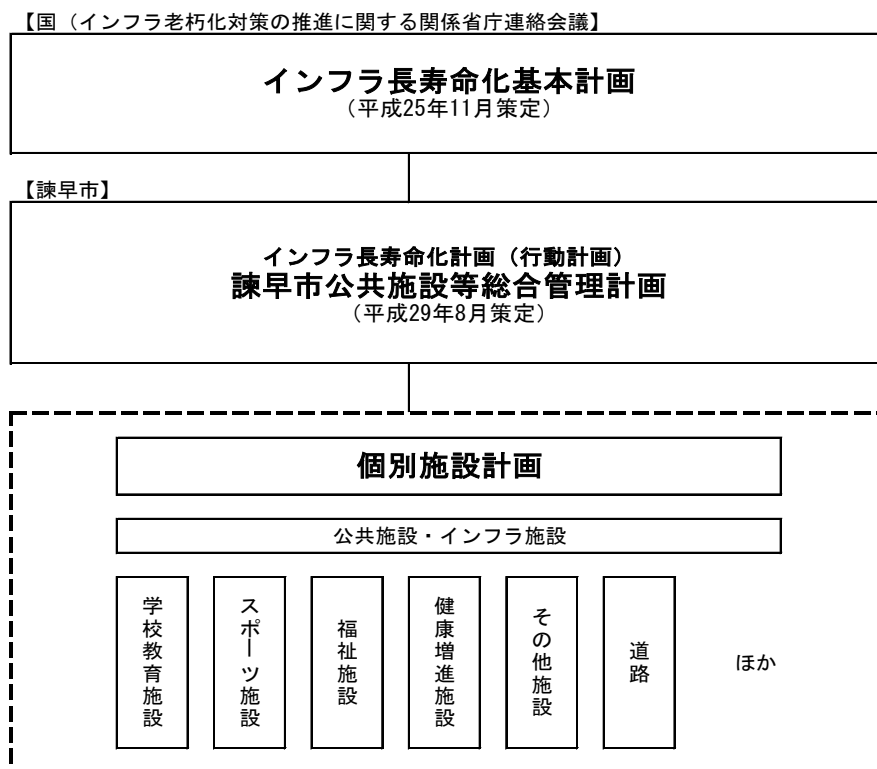
【1-1】計画策定の背景と目的

本市における公共施設等については、昭和40年～50年代の高度経済成長期に建設されたものが多く、これらの施設は老朽化が進んでおり、今後ほぼ同時期に大規模改修や更新の時期を迎えようとしています。

国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を策定するとともに、総務省から平成26年4月に、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体においても「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

このような背景から、本市において、老朽化が進む施設の安全対策や維持管理、更新にかかる費用の負担といった課題に適切に対応していくため、平成29年8月に「諫早市公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）」を策定し、総合管理計画を踏まえ、施設ごとの維持管理の実施方針を示す計画として「個別施設計画」を策定するものです。

【1-2】個別施設計画の位置付け



【1-3】個別施設計画の内容

個別施設計画は、総合管理計画に基づき、施設ごとの維持管理の実施方針として策定するもので、対象施設の維持管理等の対策内容・実施時期などを示すものです。

【1-4】個別施設計画に記載すべき事項

国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に示された、個別施設計画の記載事項は以下のとおりです。

— 個別施設計画の記載事項 —

① 対象施設

「総合管理計画」において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、維持管理及び更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位(例えば、事業毎の分類(道路、下水道等)や、構造物毎の分類(橋梁、トンネル、管路等)等)を設定した上で、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮した上で計画期間を設定し、その点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理及び更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態(劣化、損傷の状況や要因等)の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定した上で、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検や診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検や診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「③対策の優先順位の考え方」及び「④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検や診断、修繕や更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換や用途変更、複合化や集約化、廃止や撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

【1-5】 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本市の公共施設等の管理に関する基本方針は以下のとおりです。

基本方針1 市民の安全・安心を守るための適切な施設管理の実施

(1) 点検・安全確保の実施

- ①不測の事故などによるリスクを未然に防ぐために、日常点検・定期点検を徹底し、危険箇所や不具合箇所の早期発見や劣化状況の把握に努めます。
- ②劣化や危険性が認められた施設については、すみやかに修繕又はその他の安全対策を実施します。
- ③公共施設等の点検結果や修繕履歴を蓄積・管理することで、その後の修繕や更新における判断材料として活用します。

(2) 耐震化の実施

- ①公共施設(建物)については、災害時等の避難場所としても位置付けられている学校施設の耐震化は完了しましたが、他の公共施設(建物)についても、地震時における安全性確保のため、補強工事の必要性が認められた施設については耐震化を実施します。
- ②橋梁については、主要幹線に架かるものの耐震化を優先的に行い、その後も計画的に実施します。
- ③上水道施設、下水道施設については、基幹施設・基幹管路及び病院等の重要施設へ通じる管路などの耐震化を優先的に行い、他の施設については更新の時期等を考慮しながら計画的に実施します。

(3) 防災・減災対策の実施

地域防災計画で避難場所として指定された公共施設(建物)については、機能確保の観点から、平常時も適切な管理に努めます。

基本方針2 計画的な改修による財政負担の平準化等

(1) 予防保全改修の実施

公共施設等の現状や修繕周期を踏まえ、計画的な予防保全的改修を行い、維持管理コストの削減を図ります。

(2) 長寿命化改修の実施

長期的な視点に立った施設の長寿命化を計画的・効率的に行い、大規模改修や建替え等による更新コストの一定期間への集中的な増大を防ぎ、財政負担の平準化を図ります。

基本方針3 市民のニーズに即した有効活用、施設の現状に応じた多様な検討

(1) 市民のニーズに即した有効活用

少子高齢化の進展に伴う年齢構成の変化などにより、公共施設(建物)に求める市民のニーズも変化することが想定されるので、必要に応じて、用途変更や目的外使用なども検討し、既存施設の有効活用を図ります。

(2) 施設の現状に応じた多様な検討

利用状況が著しく低下した施設又は老朽化が進んだ施設については、地域の実情や住民の意見を踏まえて、機能の集約化、複合化若しくは更新や廃止を検討します。その結果、不要となった施設については用途廃止を行い、貸付け、若しくは譲渡し、又は除却します。

第2章 個別施設計画（健康増進施設計画）

【2-1】施設の現況

令和4年4月の機構改革により健康保険部では、健康推進課及び地域包括ケア推進課において4施設を管理しており、本市における福祉向上や健康増進のための拠点施設として、多くの市民が利用しています。

施設の状況を見ると、4施設のうち2施設（50%）が建築から20年以上を経過しており、中には耐用年数が間近に迫った施設もあります。そのため、劣化や損傷等の老朽化が進展している施設が多く、適正な維持管理による利用者等の安全確保と施設の機能維持が大きな課題となっています。

また、健康保険部管理の施設は、その性質上、子ども、高齢者、障がいのある方といった弱者の利用も多いことから、維持管理にあたっては、迅速かつ細やかな対応が求められるところです。

これまで健康保険部では、平成24年度（旧健康福祉部時）において健康福祉センターの劣化状況調査を外部委託により実施し、その結果を踏まえた改修順位に基づく計画的改修に取り組むなど、施設の適正な維持管理に努めてきたところですが、今後も年月の経過とともに老朽化が更に進展し、改修必要箇所の数と規模は、一層大きくなるものと考えられます。

また、建築から20年以上を経過する施設などでは、修繕に必要な部品の製造終了等により、大規模改修等の必要性も年々高まってきています。そのため、今後の維持管理に必要な費用については、大幅な負担増が見込まれるところであり、引き続き施設を適正に維持管理していくためには、より計画的で効率的な取組の実施が必要不可欠となっています。

【2-2】対象施設

本計画の対象施設は、健康保険部で所管する「健康増進施設」とし、4施設です。

なお、各施設の位置については13・14ページの「位置図」、各施設の情報については15ページ以降の「個別施設シート」に記載のとおりです。

■対象施設一覧

No	施設名	所在地	施設区分	担当課
1	健康福祉センター	宇都町 29-1	健康福祉総合施設	地域包括ケア推進課
2	多良見食生活改善センター	多良見町囲 521	集会所	健康推進課
3	小長井健康センター	小長井町井崎 127	健康センター	
4	健康福祉センター森山分館	森山町下井牟田 1238	健康福祉総合施設	

【2-3】計画期間

総合管理計画と同様、計画の実効性及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、計画期間を2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間とします。

【2-4】対策の優先順位の考え方

総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針が定められており、これは既存の公共施設を可能な限り長く安全に利用していくために計画的な設備の更新や施設の改修を行うことで長寿命化を図っていくことになっています。この基本方針を踏まえ、施設の劣化・損傷の状況や利用状況、地域の特性、社会的役割など、様々な視点から検討を行い、総合的に対策の優先順位を判断していくこととします。

【2-5】個別施設の状態、評価等

施設の状態の把握と改修等の必要性を判断するため、簡易劣化調査（目視・打診・触診）を実施しました。また、日常及び定期点検や建築基準法に基づく定期報告が義務付けられている施設は、その結果も参考に以下の基準で劣化度を評価しました。

■劣化度評価基準

評価	評価基準	対応
A	概ね良好	計画的な保全を継続
B	局所、部分的に劣化・故障 (安全上、機能上、問題なし)	軽微な修繕、補修、又は予防保全を実施
C	各所、広範囲に劣化・故障 (安全上、機能上、低下の兆し)	今後必要に応じて、部分改修、中規模改修を実施
D	劣化・故障の程度が大きく、早急に対応する必要がある。 (安全上、機能上に問題がある) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障をあたえている) など	速やかに改修計画を策定して、個別又は大規模改修を実施

■施設情報一覧

	施設名称	構造	延床面積 ㎡	建築年	経過年数	劣化状況評価					
						法定耐用年数	建築 躯体・屋根 外装・内装	電気設備	空調設備	衛生設備	その他 (エレベーター)
1	健康福祉センター	鉄筋コンクリート	3,872.93	平成9年	26	50	A	C	D	C	A
2	多良見食生活改善センター	木造	111.79	平成12年	23	24	A	A	A	B	—
3	小長井健康センター	鉄筋コンクリート	297.90	平成17年	18	47	B	B	B	A	—
4	健康福祉センター森山分館	木造	760.57	平成17年	18	22	A	A	B	A	—

※法定耐用年数とは、税務上、減価償却費の算定基準として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定められた耐用年数のことで、建物の実際の寿命ではありません。

【2-6】対策内容・実施時期・対策費用

計画期間（2020年度（令和2年度）～2029年度（令和11年度））における対策内容、実施時期、対策費用は、後述の実施計画に示すとおりです。

総合管理計画の基本方針に基づいて、日常・定期点検等を行うことにより、施設の状態を把握し、計画的に予防保全的な修繕や機能向上のための改修を実施することで施設の長寿命化を図り、市民サービスを維持していく必要があります。

■使用目標年数の設定

施設のうち、建築物の寿命は、構造、立地条件、使用状況の違いなどによって左右されますが、施設の長寿命化を図りながら、法定耐用年数を超えて使い続けることを目標とし、「建築物の耐久計画に関する考え方」（社団法人日本建築学会）の考え方を参考に使用目標年数を設定しました。

建築物の構造		使用目標年数
鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)		80年
鉄筋コンクリート造(RC)		
鉄骨造(S)	重量鉄骨造	80年
	軽量鉄骨造	50年
木造(W)		50年

■施設の対策方針

①維持保全

行政サービス提供の必要性がある施設で、建物の健全性が保たれている場合は、予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理を行います。また、一定周期毎に中規模改修や大規模改修を行うことで長寿命化を図り、継続して維持します。

※行政サービス提供の必要性が低下していても、施設利用の方針が定まっていない場合は、最低限の管理を行い、維持することとします。

②更新

行政サービス提供の必要性がある施設で、耐震性や老朽化度等を勘案した結果、建物の健全性が保たれないと判断された場合は、建替えを検討します。

③用途変更・集約化・複合化

利用度が極端に低下した施設は、地域の実情やニーズ、住民の意見等を踏まえて、用途変更、機能の集約化、複合化を検討します。

④廃止

利用や行政目的が無くなった施設で、安全性が確保されておらず、老朽化も著しいなどの原因によって、転用等ができない施設は、廃止を検討します。

■対策方針に基づく実施計画

NO.	施設名	対策方針	対策内容	優先順位
1	健康福祉センター	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※R2年度に空調機の改修完了。今後、消防設備、受変電設備などの改修を実施予定。	高
2	多良見食生活改善センター	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※屋根防水及び外壁の改修を実施予定。	中
3	小長井健康センター	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※温水ヒーター熱交換器及び空調機の改修を実施予定。	中
4	健康福祉センター森山分館	維持保全	適切な維持管理を行い存続する。 ※消防設備、屋根防水及び空調機の改修を実施予定。	中
対策費用(概算)				

実施時期(予定年度)									
R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
空調機改修		消防設備改修		外壁改修	受変電設備改修	給水設備改修	エレベーター改修	非常電源改修	
維持管理									
					屋根防水・外壁改修				
維持管理									
						温水ヒーター熱交換器改修	空調機改修		
維持管理									
				消防設備改修	屋根防水改修 空調機改修				
維持管理									
421, 333千円									

■実施計画の主な内容

健康福祉センター

・現状

健康福祉センターは、健康保険部地域包括ケア推進課事務室、中央部地域包括支援センター事務室、健診等を行う保健指導室のほか、多目的ホール、中・小の研修室、調理実習室の4室の貸館施設などを有しています。

貸館施設等については、年間約28,000人の利用があります。そのほか、FMいさはや、在宅医療・介護連携支援センターが施設内に事務所を置き、業務を行っています。

また、諫早市防災計画書において、災害等やむを得ない事情により本庁防災会議室を使用することができない場合には、諫早市災害警戒本部及び対策本部を健康福祉センターの多目的ホールに設置することとなっており、防災上も重要な施設となっています。

・課題

当該施設については、平成9年の供用開始から25年を経過する中で老朽化が進み、消防設備の不具合や故障が発生しています。

利用者の人命にかかわるため、消防設備の故障には迅速に対応するとともに、建設時の機能から更に安全性を高めるための改修が必要となっています。

・対応方針

常時、災害時を通じた施設の適正な機能維持と、利用者等の安全確保を図るため、消防設備の改修を実施します。

・対策内容・実施時期等

令和4年度に火災報知設備を改修済。令和5年度以降に非常灯、防火シャッター等の消防設備の改修を実施

・ 現況写真



※火災報知設備（改修済）



※防火シャッター

第3章 計画の推進

【3-1】情報基盤の整備と活用

施設の基本情報や工事・修繕の履歴、点検結果等について、継続的な実態把握によってデータを蓄積し、計画的・保全的修繕や長寿命化改修の実施内容の検討等に活用します。

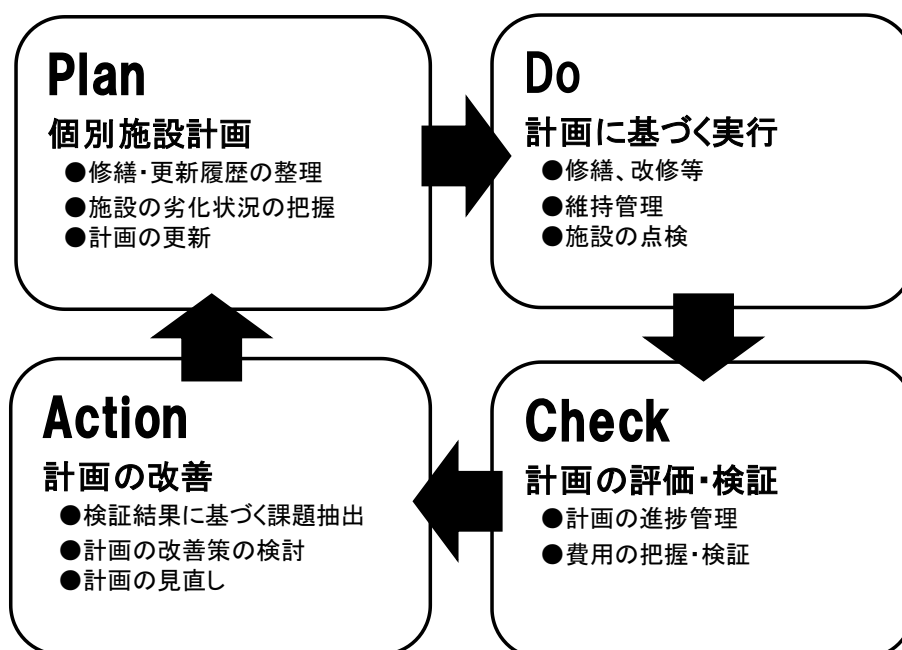
【3-2】推進体制等の整備

本計画に基づき長寿命化を確実に実施するため、不具合箇所の早期発見・対応、修繕等の計画的実施による予防保全や長寿命化改修を行います。また、総合管理計画に基づき、全庁的にその意義や方向性に対して共通認識を持ち、関係部門が連携しながら計画を推進していきます。

【3-3】フォローアップ

施設の状態は、経年劣化等により刻々と変化することから、日常・定期点検等の結果、利用者や地域住民からのご意見、社会情勢などを踏まえて、適宜見直しを行い、更なる充実を図ります。

また、計画の進捗管理を着実に行うため、PDCAサイクルの確立に努めます。

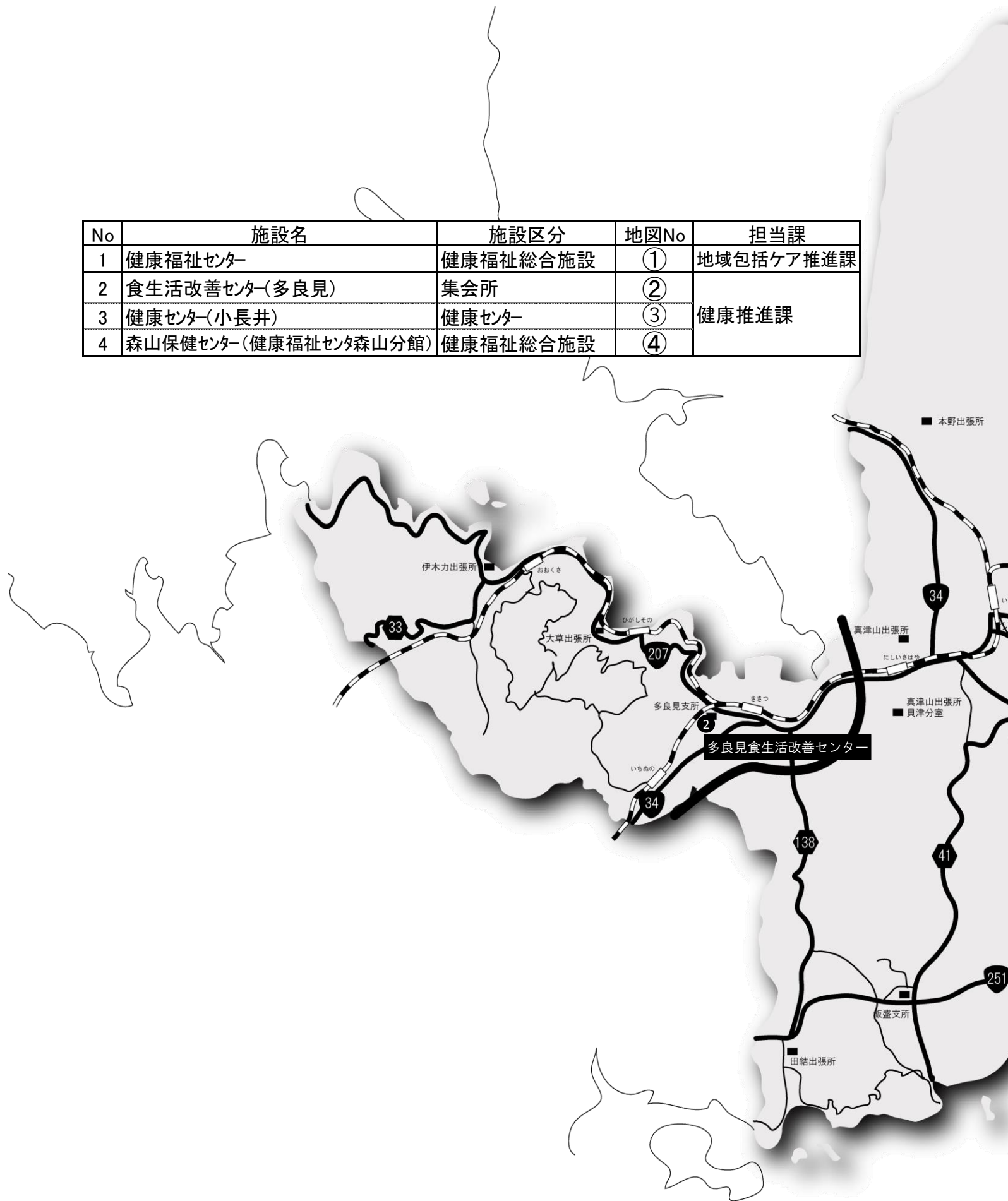


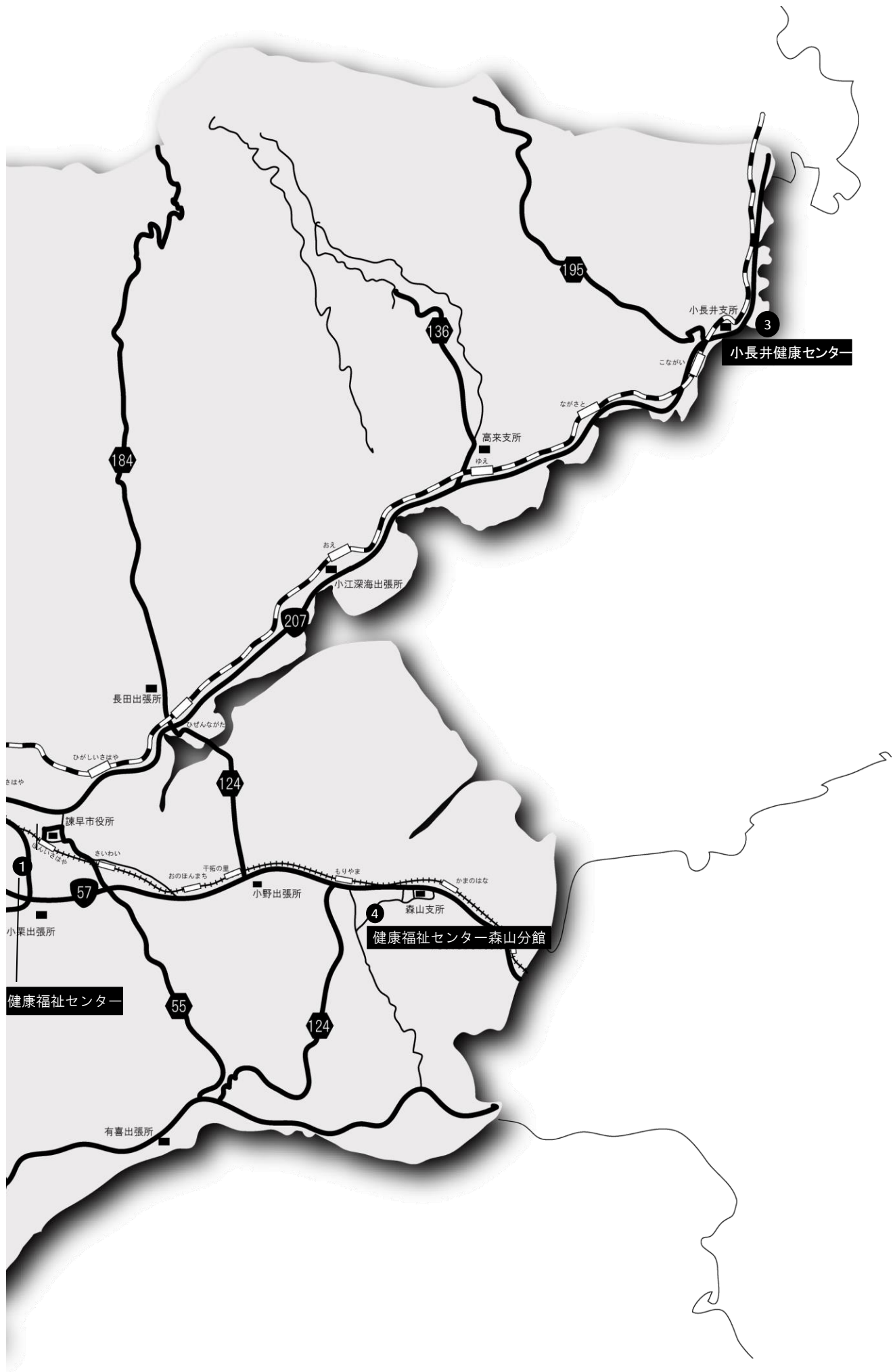
資料【2-2関係】

- 施設位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～14
- 公共施設個別シート
- 地域包括ケア推進課・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 健康推進課所管施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～18


施設位置図

No	施設名	施設区分	地図No	担当課
1	健康福祉センター	健康福祉総合施設	①	地域包括ケア推進課
2	食生活改善センター(多良見)	集会所	②	健康推進課
3	健康センター(小長井)	健康センター	③	
4	森山保健センター(健康福祉センター森山分館)	健康福祉総合施設	④	





個別施設シート

1. 基本情報							
施設名称	健康福祉センター						
所在地	諫早市宇都町29番1号						
所管部署	健康保険部 地域包括ケア推進課						
設置条例等	諫早市健康福祉センター条例						
設置目的	市民の健康の増進及び福祉の向上を図るため						
防災拠点指定等	災害時の行政拠点	年間開館日数	343			日	
運営形態	直営	利用時間	開始	8:30	～	終了	22:00
指定管理者等名	—	委託期間	自		～	至	

2. 土地・建物情報										
敷地面積	17,500.00		m ²		建物棟数	1棟				
主要建築物構造	鉄筋コンクリート				主要建築物築年月	平成9年3月				
建築面積(全棟)	1,844.08		m ²		延床面積(全棟)	3,872.93		m ²		
取得価格(全棟)	1,426,447		千円		駐車場台数	46				台
設備状況	スロープ	エレベータ	トイレ(多目的)			障害者用駐車場		授乳室	AED	
			車椅子用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数			
	○	○	○	○	○	有	3	○	○	

3. 利用状況							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	開館日6年間平均
年間利用者数(全体:人)	28,675	25,206	23,702	21,117	5,292	66,417	28,401
年間利用料収入(全体:千円)	758	751	1,292	1,006	866	650	887

※R2は新型コロナウイルス感染症の影響による減、R3利用者数はワクチン接種会場利用も含む


4. 施設運営上の課題、改善策等		所管課としての考え
1	施設の適切な維持管理のため、計画的な改修が必要である。	⇒ 屋根・屋上防水の改修や耐用年数を超過している電気設備の更新等を実施予定。

5. その他特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・地上1階の一部を諫早医師会が諫早市在宅医療・介護連携支援センターとして使用 ・地下1階の一部をFM諫早がスタジオ、県央地域広域市町村圏組合が消防救急デジタル無線中継局の機械室として使用。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、また令和3年度および4年度は新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場として使用するため、貸館を停止したもの。

施設名称(健康福祉センター)

6. 建物(棟別)情報							
	建物(棟)の名称	構造	階数	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	築年月	取得価格(千円)
1	健康福祉センター	鉄筋コンクリート	地上 2 階 地下 1 階	1,844.08	3,872.93	平成9年3月	1,426,447

個別施設シート

1. 基本情報							
施設名称	多良見食生活改善センター						
所在地	諫早市多良見町団521番地						
所管部署	健康保険部健康推進課						
設置条例等	諫早市多良見食生活改善センター条例						
設置目的	食生活の改善、健康の増進及び食文化の向上を図るため						
防災拠点指定等	-	年間開館日数	359			日	
運営形態	直営	利用時間	開始	8:30	～	終了	22:00
指定管理者等名	-	委託期間	自	-	～	至	-

2. 土地・建物情報									
敷地面積	445.24		㎡		建物棟数	1棟			
主要建築物構造	木造				主要建築物築年月	平成12年4月			
建築面積(全棟)	111.79		㎡		延床面積(全棟)	111.79		㎡	
取得価格(全棟)	29,000		千円		駐車場台数	5台			
設備状況	スロープ	エレベータ	トイレ(多目的)			障害者用駐車場		授乳室	AED
	○	-	車椅子用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数	-	-
			○	-	-	無	0	-	-

3. 利用状況							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	開館日6年間平均
年間利用者数(全体:人)	832	842	992	705	174	187	622
年間利用料収入(全体:千円)	3	0	2	3	1	1	2

4. 施設運営上の課題、改善策等	
課題等	所管課としての考え
1 施設の適切な維持管理のため、計画的な改修が必要である。	⇒ 屋根防水及び外壁の改修を実施予定。

5. その他特記事項	
-	

施設名称(多良見食生活改善センター)

6. 建物(棟別)情報							
	建物(棟)の名称	構造	階数	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	築年月	取得価格(千円)
1	多良見食生活改善センター	木造	地上 1 階 地下 階	111.79	111.79	平成12年4月	29,000

個別施設シート

1. 基本情報							
施設名称	小長井健康センター						
所在地	諫早市小長井町井崎127番地						
所管部署	健康保険部健康推進課						
設置条例等	諫早市小長井健康センター条例						
設置目的	市民の健康の増進、体力の保持・向上及び市民相互のふれあいを図るため						
防災拠点指定等	-	年間開館日数	359 日				
運営形態	指定管理	利用時間	開始	10:00	～	終了	21:00
指定管理者等名	小長井地区社会福祉協議会	委託期間	自	R4.4.1	～	至	R8.3.31

2. 土地・建物情報									
敷地面積	7,836.57 m ²		建物棟数	1棟					
主要建築物構造	鉄筋コンクリート		主要建築物築年月	平成17年1月					
建築面積(全棟)	297.90 m ²		延床面積(全棟)	297.90 m ²					
取得価格(全棟)	68,950 千円		駐車場台数	18 台					
設備状況	スロープ	エレベータ	トイレ(多目的)			障害者用駐車場		授乳室	AED
			車椅子用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数		
	○	-	○	-	-	有	18	-	○

3. 利用状況							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	開館日6年間平均
年間利用者数(全体:人)	9,377	10,384	10,408	9,886	5,092	4,940	8,348
年間利用料収入(全体:千円)	2,639	2,936	2,974	2,790	1,453	1,445	2,373

4. 施設運営上の課題、改善策等	
課題等	所管課としての考え
1 施設の適切な維持管理のため、計画的な改修が必要である。	⇒ 温水ヒーター熱交換器及び空調機の改修を実施予定。

5. その他特記事項
小長井さざんか会館(担当課:地域福祉課)と同一敷地内にあり、駐車場も共用している。 ※土砂災害警戒区域(建物及び敷地、急傾斜地)の指定あり

施設名称(小長井健康センター)

6. 建物(棟別)情報							
	建物(棟)の名称	構造	階数	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	築年月	取得価格(千円)
1	小長井健康センター	鉄筋コンクリート	地上 1 階 地下 階	297.90	297.90	平成17年1月	68,950

個別施設シート

1. 基本情報							
施設名称	諫早市健康福祉センター森山分館						
所在地	諫早市森山町下井牟田1238番地						
所管部署	健康保険部健康推進課						
設置条例等	諫早市健康福祉センター条例						
設置目的	市民の健康の増進及び福祉の向上を図るため						
防災拠点指定等	-	年間開館日数	359			日	
運営形態	直営	利用時間	開始	8:30	～	終了	17:30
指定管理者等名	-	委託期間	自	-	～	至	-

2. 土地・建物情報									
敷地面積	5,503.94		m ²		建物棟数	1棟			
主要建築物構造	木造				主要建築物築年月	平成17年6月			
建築面積(全棟)	760.57		m ²		延床面積(全棟)	760.57		m ²	
取得価格(全棟)	330,750		千円		駐車場台数	60台			
設備状況	スロープ	エレベータ	トイレ(多目的)			障害者用駐車場		授乳室	AED
			車椅子用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数		
	○	-	○	-	○	有	2	○	○

3. 利用状況							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	開館日6年間平均
年間利用者数(全体:人)	2,649	2,422	1,806	1,906	1,133	1,456	1,895
年間利用料収入(全体:千円)	-	-	-	-	-	-	-

4. 施設運営上の課題、改善策等	
課題等	所管課としての考え
1 施設の適切な維持管理のため、計画的な改修が必要である。	⇒ 消防設備、屋根防水及び空調機の改修を実施予定。

5. その他特記事項
事務室の一室を南部地域包括支援センター(医療法人和光会)として使用。※一般の貸館利用なし

施設名称(健康福祉センター森山分館)

6. 建物(棟別)情報							
	建物(棟)の名称	構造	階数	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	築年月	取得価格(千円)
1	健康福祉センター森山分館	木造	地上 2 階 地下 階	760.57	760.57	平成17年6月	330,750